

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

金融庁(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

43

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

07_産業振興

提案事項(事項名)

共済事業認可業務手続きに係る保険商品等の内容の妥当性の担保

提案団体

大阪府、福島県、神奈川県、兵庫県、和歌山県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

金融庁、経済産業省

求める措置の具体的内容

中小企業等協同組合法(以下「法」という。)第9条の6の2により都道府県が行う共済規程の認可における共済事業及びその商品の妥当性の審査は、全国での公平性及び消費者保護の観点から、専門知識を有する国において判断することが望ましいと考える。

ただし、引き続き都道府県において事務を行う場合は、国において審査の基準となるマニュアルやガイドライン等を整備するとともに、適切な審査を行えるよう意見照会制度を創設されたい。

具体的な支障事例

法の規定に基づき認可した事業協同組合のうち、法第9条の2第7項(中小企業団体の組織に関する法律において準用される同条項含む)に基づく共済事業を実施しようとする組合もしくは既に実施している組合が、共済規程の新規作成もしくは変更を行う際、行政庁の認可を受ける必要があるが、法上、そのほとんどを都道府県が担うこととされている。

認可に係る審査項目となっている共済事業の内容については、その大部分が保険業法に基づくものであるが、当府には保険業法に係る審査等のノウハウが乏しいのが実情である。

保険業法に精通していない所管行政庁が共済事業について適切に審査を行うことは非常に困難であり、多くの時間を要するが、その分組合にとっても事業開始時期が遅れることになる。共済事業は組合の収支に多大な影響を及ぼすため、適正に審査を行うことが必要である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

事業協同組合ごとに設定している共済商品の審査において国が示す統一的な基準に基づいて審査を行うことは、消費者保護の観点から意義のあるものである。

根拠法令等

中小企業等協同組合法第9条の2第7項、第9条の6の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

長野県、山口県

○国が専門的知識を持って認可の審査をしていただくことは、審査体制の強化につながる。また人事異動もあるため、統一的なマニュアルがあれば一貫した継続的管理がしやすい。

○当県でも同様に保険業法に係る審査等のノウハウが乏しく、長時間かけて審査を行っているのが現状である

ため、共済規程の認可及びその商品の妥当性の審査は専門知識を有する国において判断することが望ましいと考える。